

## 台風第23号災害に係る検証報告の概要

# 目 次

検証分野 1	災害対策本部体制、関係機関との連携	1
県・市町等	防災体制	1
地域	防災体制	3
防災関係機関	の情報共有	4
広域	応援体制	5
災害対応に係る	施設・設備	6
輸送拠点	の運営	7
災害廃棄物	の処理	8
検証分野 2	災害情報の伝達、災害時要援護者の避難誘導	9
避難勧告等	の基準	9
避難情報	の伝達	10
避難	の実施	12
災害時要援護者	の避難支援	13
避難所	の設置・運営	15
検証分野 3	災害ボランティア活動の支援	16
災害ボランティア	の支援体制	16
ボランティア	ニーズの把握、災害ボランティアの募集	18
災害ボランティア	への活動支援	19
兵庫	県災害救援専門ボランティアのあり方	20
検証分野 4	総合的な治山・治水対策	21
流域全体	における総合的な対策	21
災害に強い	森づくり	22
土砂	災害対策	23
ため池	の防災対策	25
洪水	対策	26
高潮	対策	29
災害文化	の形成	30
風水害対策	の総合的推進	32

検証分野 1 災害対策本部体制、関係機関との連携

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
<p>県・市町等の防災体制</p>	<p>1 災害対策本部体制による対策の推進</p> <p>2 県民局から被災市町への職員派遣</p>	<p>ア 災害対策本部体制のあり方</p> <p>イ 県本部事務局の効率的運営</p> <p>ウ 県民局(地方本部)の役割の明確化</p> <p>エ 被災市町の対応力の確保</p> <p>オ 本庁 - 県民局 - 市町間の連携・支援体制の向上</p>	<p>情報分析機能の不足 全庁的な調整機能の不足</p> <p>要員の交代システムの未整備 震災経験の継承不足</p> <p>フェニックス防災システムの運用等による情報収集面の役割の変化 具体の業務に係る縦横の関係性</p> <p>市町内の業務分担が不明確</p> <p>市町支援の仕組み、内容等、事前準備の不足 県民局の対応能力の不足</p>	<p>県災害対策本部事務局体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県災害対策本部を効率的に運営するうえで、災害の規模や態様によっては、災害対策本部会議とあわせて最高幹部によるマネジメント機能を担う指令部の仕組みの活用を図るとともに、防災監を補佐して事務局の情報・作戦の中核を担う機能を強化するため、情報統括班と情報分析・通信班の業務を、情報分析・作戦立案部門と情報収集・通信部門に整理し、情報分析機能の強化を図るべき。</li> <li>情報を得るための能動的なアプローチはもとより、断片的な被害情報や雨量・水位等の観測情報を総合的に分析し、被害予測や方針決定に結びつける仕組みづくりを検討すべき。</li> <li>事務局と各部署が緊密に連携して対策を推進するため、本部連絡員制度を充実させることとし、一定の判断のできる職員を本部に常駐させ、事務局(本部運営班)との間で連絡調整にあたる仕組みを強化すべき。</li> <li>対策が長期にわたることも想定し、要員のローテーションや班の業務日誌作成の徹底等、交替に伴う引継ぎ方法(引継ぎ時間、伝達方法、連絡様式等)を確立しておくべき。</li> <li>当初に想定していない作業(特命)の発生や、新規の対策・制度の検討などに柔軟に対応できるよう、事務局の要員配置に余裕を持った体制を組むべき。</li> <li>災害の教訓を的確に組織内に維持するため、本部の対応記録の整理、事後検証、業務マニュアルの作成・改善を行うべき。</li> </ul> <p>地方本部(県民局)体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、被災地のニーズに応じた効率的な応急・復旧対策を推進するため、災害対策本部体制における地方本部(県民局)の位置づけや役割、市町との関係等を明確にし、その徹底を図るべき。</li> </ul> <p>例) 管内の災害対策の調整 市町への職員派遣(情報収集、調整) 管内市町相互応援協定に基づくあっせん、調整支援 復旧、復興期における技術者等の市町への派遣</p>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
県・市町等の防災体制				<p>現地対策本部の仕組みの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、地域における激甚な災害等、状況によっては副知事クラスを長とする現地対策本部を設け、地方本部を包含した強力な現地解決型の災害対策本部体制を構築することを検討すべき。そのため、現行の現地災害対策本部の設置基準、派遣職員の要件、権限等について吟味し、災害パターンに応じた体制を整備すべき。</li> </ul> <p>県の市町に対する支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、大規模な被災により情報を発信できない市町を支援するため、災害時に必要に応じて市町へ連絡員や支援チームを派遣し、情報収集や調整等に当たる仕組みを整備すべき。その際には、連絡員に明確な役割と連絡手段を与えて派遣すべき。</li> <li>県は、市町の災害対応力の向上を図るため、人と防災未来センター等と連携し、市町のニーズに応じて災害対策のノウハウ等の助言や地域における研修機会の充実（出前講座等）を推進すべき。</li> <li>県及び市町は、災害時に被災市町のマンパワーが不足することを考慮し、市町OBや情報ボランティアの活用などの方法により、市町の情報発信を支援するしくみを検討すべき。</li> <li>県は、避難勧告発令などの対策決定に関して専門的な助言を行う防災アドバイザーの制度の整備を検討すべき。</li> </ul> <p>市町防災体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、災害対応の第一次的責務を有するという役割の重要性に鑑み、防災専任職員を置くなど、防災体制の強化に努めるべき。</li> <li>市町は、市町合併等の機会を捉えて、従来の防災体制について点検し、一層の機能充実に努めるべき。また、合併した市町は、地域防災計画を作成するまでの間、防災組織や情報伝達など最低限必要な事項についてのマニュアルを作成し、研修や防災訓練を行うほか、区域による情報格差が生じないように、防災行政無線やケーブルテレビなどの全域整備を図るなどの対策を講じるべき。</li> <li>市町間相互の連携強化を図るため、市町は平時から災害対策本部の事務分担等に係る情報を共有するとともに、規模の違いはあるものの、可能な限り用語や所掌事務等の標準化が望まれる。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
地域 防災体制	1 自主防災組織の活動	<p>ア 地域の共助体制の弱体化への対応</p> <p>イ 自主防災組織の活動状況のばらつきの解消</p> <p>ウ 住民の自主防災意識の高揚（早期の警戒、避難等）</p>	<p>地域の防災の担い手の減少</p> <p>自主防災組織のリーダーの参集の遅れ等（居住地と勤務地の違いなど） 地震中心の資機材・訓練・研修</p> <p>災害体験の風化</p>	<p>地域における消防団の役割の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防団は、地域防災力向上のため、平時から自主防災組織への指導・支援を行うほか、幅広く地域コミュニティ活動にも参画するなど、地域の安全・安心を支える要として、活動内容の充実強化を推進すべき。</li> <li>市町は、災害時に応急対策を行うマンパワーを確保するため、事業所との協調関係を確立し、消防団活動への理解と協力を得るとともに、勤務地を活動地域とする消防団の入団も促進すべき。</li> </ul> <p>地域社会の安全・安心を支える団体等の活性化や連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は、地域に存在する様々なコミュニティの力を防災に役立てるため、地域防災を担う消防団、自主防災組織、防災NPO、企業（事業所の自衛防災組織など）等の協議の場や交流の機会を設けて、相互理解を深めるとともに、防災訓練等を通じて連携強化を図るべき。</li> <li>県及び市町は、企業の自衛防災組織等の設置を奨励し、地域の一構成員として地域防災に積極的な役割を果たすよう、働きかけるべき。</li> <li>近年、防災士やひょうご防災リーダーなど、一定の研修を受けた人材が増加しつつあるため、県及び市町は、これらの人材の登録、研修に対する支援、防災訓練への参加促進などにより、知識と意欲を積極的に発揮してもらつ場やネットワークづくりを図るべき。</li> </ul> <p>水防体制の強化と水防技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は県とともに、水防団員（兵庫県内ではすべて消防団員が兼務）の減少、高齢化等による地域の防災力低下を補えるよう、水防団の活動体制を強化し、民間（建設業者等）、NPO等が水防活動に協力できる措置の充実を図るべき。</li> <li>県及び市町は、地域防災力の低下を補うため、少人数や未経験者でも的確な水防活動が行えるよう、水防技術の向上を図るべき。また、十分な水防活動ができるよう、水防資機材の備蓄状況等について総点検を行うとともに、特に都市部における水防資機材の備蓄を考えるべき。</li> <li>県及び市町は、地域防災力の強化を図るため、定期的な水防訓練の実施等に努めるべき。</li> </ul> <p>自主防災組織に対する研修・訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は、地域特性等も考慮した風水害対策に関し、自主防災組織に対する研修や訓練の一層の充実を図るべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
防災 関係機 関の情 報共有	<p>1 フェニックス防災システムによる降雨、河川水位等の情報把握</p> <p>2 フェニックス防災システムに入力された災害情報の共有</p> <p>3 フェニックス防災システムのインターネット化による広報機能の充実</p> <p>4 県民局による各市町への職員（情報発信できる状態かどうかの確認）</p>	<p>ア 被害が大きい地域から情報が入ってこないことへの認識の徹底</p> <p>イ 市町等からの被害情報が少ない場合の対応手段の確保</p>	<p>風水害時の情報収集等についての検討が不足 （地震の即時被害予測にあたるシステムの検討（浸水予測図の活用等） 事務所被害情報システムの十分な活用等）</p> <p>「情報を取りに行く」しくみが十分機能しなかったこと。</p>	<p>大規模災害時の情報収集方法の再検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、全県の対応方針を迅速・的確に決定するため、被害の概要をマクロで把握する手段と方法を工夫すべき。</li> <li>・ 県は、早期により確実な情報を入手するため、被災等により情報発信がなされない市町に職員を派遣し、直接情報収集を行うべき。</li> <li>・ 県は、被害規模を早期に把握するため、ヘリコプターテレビ伝送システム等を使った被災現場の動画伝送システム等、被災地の状況(被害イメージ)を迅速に共有できるシステムの充実を図るべき。</li> <li>・ 県及び市町は、現場と県対策本部とのコミュニケーションを密にし、迅速かつ効率的な対応を可能とするため、テレビ電話等により、本部長（知事）、市町長、県民局長が直接災害の状況等を情報交換したり対応を協議する仕組みを確立すべき。</li> <li>・ 災害時には膨大な量の情報が飛び交い、危険情報等重要な情報が埋もれて伝わらない恐れがあることから、県及び市町は、相互に重要な情報が確実に伝わっているかを確認するシステムづくりに努めるべき。</li> <li>・ 県は、風水害についても、雨量や水位などをもとにリアルタイムに被害予測ができるシステムの研究を進めるべき。</li> </ul> <p>大規模災害時に収集すべき情報の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、効率的な情報収集を図るため、災害対策の目的に照らし、どの情報をいつの時点で収集すべきかを改めて点検し（例：自衛隊派遣要請に必要な情報、災害救助法適用判断に必要な情報等）、県民局、市町に徹底すべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
防災関係機関の情報共有		<p>ウ 県民局・市町の負担も考慮した効率的な情報収集・伝達のルール化</p> <p>エ 県情報と現場情報とのギャップ（時間差、情報内容の矛盾等）の解消</p>	<p>情報収集の時期、目的（必要性）内容等について関係者間の理解の相違 マスコミのニーズに即応するため、フェニックス防災システムの様式外の情報をFAXで伝達 情報報告の様式が詳細で移動時に十分な把握が困難 被害速報の入力必須事項として操作が難しい地図情報添付が必要</p> <p>県と市町の発表時間のずれ</p>	<p>フェニックス防災システムの効果的運用・活用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町の防災担当職員の数に限られており、災害時には業務が集中することから、県は、市町の防災担当職員にフェニックス防災システムの操作、活用等に係る研修を徹底するとともに、災害時に防災業務に従事することとなっている他部局職員等にまで対象を拡大し、フェニックス防災システムを使える人材の増加を図るべき。</li> <li>県は、入力項目の精査、入力方法の改善等により情報入力に係る市町の負担の軽減を図るべき。</li> <li>県は、効率的な情報収集を図るため、入力項目、入力方法等を点検し、充実策を講じるべき。</li> </ul> <p>記者発表に係る被害等のとりまとめの定型化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、災害情報の収集にあたり、フェーズにより報告内容の詳しさに格差を設けるなど、迅速性と現場の作業量を勘案した報告方法、様式等を定め、マニュアル化を徹底すべき。</li> <li>県は、現場の情報収集の負担を軽減し、より効果的な広報を行うため、記者クラブと協議のうえ、記者発表で提供する情報の種類、内容、頻度等を整理すべき。</li> <li>県及び市町は、それぞれの記者発表のタイミング、内容をよく調整し、発表数値等に齟齬が生じないように留意すべき。</li> </ul>
広域応援体制	<p>1 復旧に際して市町の人材・資機材不足に対する県、近隣市町の応援</p> <p>2 迅速なこころのケア対策</p>	<p>ア 被災市町単独での復旧・復興が困難な業務への対応</p>	<p>災害による一時的な業務量の増大 被災市町における技術者不足</p>	<p>大規模災害時に県が市町を積極的に支援するしくみの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害の復旧・復興期には、市町に大量の業務が発生することから、県は、技術者の派遣、被災農家への農業技術指導などの業務の代行等を含めて市町を支援すべき。</li> </ul> <p>廃棄物処理等に係る県内市町間の応援協定等、広域的な応援体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は、既存の県内市町間の応援協定等を踏まえ、広域的な応援体制の一層の充実強化を進めるべき。</li> </ul> <p>専門家派遣システムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、人と防災未来センターとも連携し、県外の被災地への派遣も視野に入れ、専門家の派遣システムの充実を図るべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
災害 対応に 係る施 設・設 備	1 衛星通信、フェニックス防災システムには発電機等電源のバックアップが用意されており、停電時でも使用可能	<p>ア 県災害対策センター（中枢拠点）のスペース不足の解消（部局横断的な事務局運営体制やそれを支える要員の作業スペース等）</p> <p>イ 県民局等庁舎の浸水による機器の使用不能の防止</p> <p>ウ 地方本部の施設・設備の限界や孤立に伴う食料・毛布等の確保</p>	<p>県災害対策センターのレイアウト上の限界</p> <p>十分に浸水を想定していない県民局等庁舎の施設・設備</p>	<p>災害対策センターの機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、関係部局、防災関係機関の常駐スペースを確保し、一体的な災害対策を進めるため、可能な限り現在の災害対策センターの機能充実を図るべき。</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関・関係部局常駐スペース（小部屋）の確保による情報・調整機能の一元化</li> <li>・ 執務スペースとの共用の解消による柔軟かつ確実な対策スペースの確保</li> <li>・ 対策の企画・立案スペースの確保</li> <li>・ ブロードバンドネットワークの導入による大容量情報への対応</li> <li>・ 国や県の防災体制の拡充への対応</li> </ul> </div> <p>災害対策拠点の施設・設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市町は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、電気室の高所設置、発電機の常備等の対策を講じるべき。</li> <li>・ 県（県民局）や市町は、庁舎の被災による通信手段の喪失に備え、衛星携帯電話の装備や、近隣の他の施設の利用等を検討しておくべき。</li> </ul> <p>災害用資機材の配備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市町は、エンジン付災害用ボート、トラック等、水害を想定した装備の充実に努めるべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今後の方向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
輸送拠点の運営	<p>1 但馬広域防災拠点のアクセス道路の迅速な応急復旧</p> <p>2 但馬・西播磨両拠点間の物資支援</p>	<p>ア 義援物資の募集に係る再検討</p> <p>イ 義援物資の取扱いの見直し</p>	<p>義援物資への対応方針が不明確</p> <p>義援物資受け入れに伴う人的・財政的負担の増大</p>	<p>広域防災拠点の運営等に係るマニュアルの整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、備蓄物資の管理や搬出等に係る意思決定の仕組み、搬送・回収・補充方法、供与・貸与の別、経費負担、搬送ルート確保等、基本となるルールを明確に整理しておくべき。</li> <li>・県は、三木総合防災公園の完成に伴い、広域防災拠点の全県的なマネジメントシステムを構築すべき。</li> </ul> <p>救援物資需給システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、市町からの要請先、調達方法、搬送方法等について、事前に市町に周知徹底すべき。</li> <li>・その際、備蓄物資、協定等による調達物資、義援物資の別を整理し、経費負担等を予め明らかにしておくべき。</li> </ul> <p>義援物資に係る対応の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、物資確保の方策や優先順位等を考慮し、義援物資に係る方針を市町に対してあらかじめ徹底しておくべき。</li> <li>・義援物資の受け入れには大きな人的・財政的負担が伴うため、県及び市町は物資の受け入れではなく、義援金での対応を基本に広報等を行うべき。</li> <li>・義援物資は量、質、入手可能時期が不確定なため、県及び市町は被災者支援のための物資調達には流通備蓄等確実な方法を優先して対応し、義援物資の募集は極力避けるべき。</li> </ul> <p>防災拠点へのアクセス等自然災害に強い道路網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び県は、被害発生時に重要な役割を果たす防災拠点等へのアクセス道路の落石防止措置をはじめ、点検、整備を行い、自然災害に強い道路網の構築に努めるべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今後の方向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
災害廃棄物の処理	1 ごみ収集・処理の応援に係る調整 2 ボランティアによるゴミ出し 3 仮置場の確保による処理の迅速化 4 災害廃棄物処理計画策定の指導	ア 仮置場の事前確保 イ 仮置場の運営体制の整備 ウ 民間業者の活用	仮置場候補地が未定 廃棄物処理の手順が不明確 大量のごみ処理の必要性	復旧のスタートとしてのゴミ処理の位置づけの明確化 ・市町は、あらかじめ災害廃棄物の処理計画を定めておくべき。 ボランティアによるゴミ搬出 ・個人の住家の中の家財や床下の泥の搬出を行う災害ボランティアを、県及び市町が積極的に支援し、住民生活の早期復旧を図るべき。 仮置き場の確保及び運営体制の整備 ・市町は平時から仮置き場候補地をリストアップしておくなど、事前に準備しておくべき。 ・市町は、仮置き場において効率的に分別・処理するための運営体制についても、あらかじめ検討しておくべき。 広域的な応援体制の構築 ・県及び市町は、あらかじめ応援協定を締結するなどにより、広域的な応援体制を構築しておくべき。 民間事業者との協力体制の構築 ・県及び市町は、迅速で効率的な廃棄物処理を図るため、事前に協定を締結するなどして民間事業者による処理手続きを定めておくべき。 補助制度の周知 ・県は、国の助成制度の活用など災害廃棄物に係る各種の支援制度を市町に周知し、効率的な事業推進を図るべき。

検証分野2 災害情報の伝達、災害時要援護者の避難誘導

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
避難 勧告等 の基準	1 円山川の水位予測 (豊岡河川道路事務所)による市町長への 情報提供の実施	ア 避難勧告等の判断 材料となる情報の集 約  イ 避難勧告等の基準 (発令基準、避難す べき区域)の明確化  ウ 避難途上の被災の 防止	<p>具体的な数値情報等の 不足 上流の被災状況等広 域的な情報の不足 予想以上に早い増水</p> <p>ため池の避難勧告基 準の欠如</p> <p>避難が危険なケース の存在</p>	<p>避難勧告等を行うために必要な情報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者は、避難の目安となる水位の設定を行うとともに、水位予測などの河川情報を、積極的に提供すべき。 ア 洪水到達時間が短く、水位等の情報の迅速な収集・提供が求められる中小河川においては河川管理のITVの整備を図るべき。 イ 河川管理者は、地域の実情に応じ、テレメータ等の計画的な整備に努めるべき。 ウ 県内主要河川の水位予測が可能となるよう、システムの充実に推進すべき。</li> <li>特に緊急を要する気象情報等については、正規の伝達経路に加えて、市町が気象台等から直接入手できるようにするなど、市町の避難勧告等の判断に資する情報を迅速に伝達し、その活用を促進するための方策を充実すべき。</li> <li>県は、河川の下流の市町における避難勧告の発令を迅速化するため、上流の降雨・水位情報や、被害状況等の情報を共有する仕組みを構築すべき。</li> <li>県、地方気象台等は、土砂災害に対する避難勧告の発令等の判断材料を充実するため、共同で作成・発表する市町単位の土砂災害警戒情報を早期に本格運用すべき。</li> <li>市町は、住民から現場情報を収集し、市町からは避難情報等を伝達するような双方向システムを確立すべき。 ア ケーブルテレビやラジオなどの地域メディアと連携した情報収集・伝達システム イ 住民を通じた情報収集ルートの整備 ウ 携帯電話を利用した情報収集システムの整備</li> </ul> <p>避難勧告等の基準の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の充実に前提に、市町において、雨量、河川水位等客観的な情報をベースに現地の実情を加味した避難勧告等の基準を定め、市町地域防災計画等に明記しておくべき。 その際、急激な水位上昇や土砂崩れなどには、現場の情報に基づき柔軟に対応すべき。</li> <li>急傾斜地、ため池等地域特性に応じた基準を設定すべき。</li> <li>市町は、「避難勧告」「避難指示」の意味を精査し、適切な範囲に勧告を出すよう、地域ごとの条件を踏まえて「避難区域」「避難方法」の基準を明確にすべき。</li> <li>都市部では地下空間の存在を考慮して避難勧告を発令すべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今後の方向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
避難勧告等の基準				<p>避難勧告等に係る市町への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、避難勧告等の基準策定の徹底について、市町地域防災計画修正時の協議等において、市町に対する助言等を行うべき。</li> <li>・県は、避難勧告発令などに関して専門的な助言を行う防災アドバイザーの制度の整備を検討すべき。(再掲)</li> <li>・市町は、気象台とのホットラインを活用し、今後の雨量の見込みなどの情報や助言を得て避難勧告等の発令を図るべき。</li> </ul>
避難情報の伝達	<p>1 防災行政無線による情報伝達</p> <p>2 自治会、自主防災組織の活動</p> <p>3 障害者団体、施設による情報伝達・安否確認</p>	<p>ア 浸水、断線等による情報途絶の防止</p> <p>イ 防災行政無線以外を含めた情報伝達手段の確保</p> <p>ウ 災害の危険性、切迫性の伝達方法の工夫</p> <p>エ 要援護者への確実な情報伝達の徹底</p>	<p>伝達手段のリダンダンシーの不足 交換機の冠水によるNTT回線のダウン 基地局の停電、被災や通信ケーブルの切断による携帯電話の不通 戸別受信機の水没による使用不能</p> <p>避難勧告発令までの情報提供の不足 避難の危険性、切迫性の理解不足</p>	<p>多層的な情報伝達手段の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、情報伝達手段の被災や、住民の利用状況も勘案し、ハイテク、ローテクを含め複数の伝達手段の整備を図るべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線の整備促進</li> <li>・コミュニティFM、ケーブルテレビ等地域メディアを活用した情報伝達(市町合併により市町域が拡大し、中継局等の設備投資が必要となる場合がある。)</li> <li>・携帯電話を使った情報伝達(ひょうご防災ネット等)</li> <li>・地上デジタル放送等新しいメディアへの対応</li> <li>・人から人への伝達</li> <li>・半鐘、サイレン等の活用</li> </ul> </li> <li>・市町は、個別・具体的な情報を早い段階から提供するとともに、地域メディアと連携し、平時から住民との双方向の情報共有システムを構築することにより、災害対策本部と住民が危機意識の共有を図るべき。 避難勧告をはじめ災害情報については、古い情報が的確な行動の阻害や二次的災害につながる危険性があるため、伝達手段の検討にあたってはリアルタイム性を重視すべき。</li> <li>・市町は、防災行政無線の戸別受信機の小型化を図るとともに、電池による使用等、災害時の使用方法を周知すべき。</li> </ul> <p>放送事業者等との連携強化(既存協定に基づく対応の具体化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、放送事業者との間で災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等についてあらかじめ申し合わせ、放送を通じて避難勧告等を住民に迅速に伝達できる体制を充実すべき。</li> <li>・市町は、地域メディアと情報提供等に関する協定を締結するなどの体制整備を進めるべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
避難情報の伝達				<p>災害の危険性を実感でき、住民の適切な判断・行動に役立つ情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、避難勧告等の伝達に際し、避難勧告等が発令された事実に加え、その判断の根拠となった河川等の状況や、今後予想される事態など、受け手側が自らの危険性を判断できる情報を付加するよう、努めるべき。</li> </ul> <p>例) インターネットによる河川画像の提供 CGハザードマップによるリアルタイム情報提供の検討 等</p> <p>また、住民にわかりやすく情報を伝えるため、わかりやすい用語を使用するよう、努めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、高齢者など住民が川や田畑を見に行き行って被災するなどのことがないように、防災行政無線、地域での呼びかけなどで的確な災害情報を提供することにより、人的被害の防止に努めるべき。</li> <li>市町は、アナウンサーや記者に原稿を見てもらい、どうすれば行動に移してもらえるか、原稿の作り方・話し方・情報の取捨選択を検討すべき。</li> <li>市町は、事態の切迫性を端的に伝えるという面で、半鐘、サイレンなどの旧来からの伝達方法についても検討すべき。</li> <li>市町は、避難勧告等の情報とあわせて過去の災害との比較や、より大きな災害になる可能性を伝達すべき。</li> </ul> <p>自主防災組織による避難呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の迅速、円滑な避難を促すため、自主防災組織等地域団体は、率先して避難の呼びかけや誘導を行うべき。</li> </ul> <p>情報伝達訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は、住民の迅速な避難を図るため、平時から住民も参加した災害情報伝達訓練を実施すべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
避難の実施		<p>ア 避難しない住民への対応</p> <p>イ 災害対応における自助・共助・公助の分担と住民との共通理解の形成</p>	<p>住民に対する、河川水位、周囲の状況等の情報不足 生命の危険性の過小評価 「今回は大丈夫だったから」との誤った教訓による避難行動の阻害（災害イメージの固定化） 避難する時間的余裕の不足 避難路の浸水</p> <p>行政の対応力の限界</p>	<p>早期の避難勧告等、避難情報の提供の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者や県は、早期避難勧告等に向け、洪水や土砂災害の予測手法を検討すべき。</li> <li>市町は、「避難勧告」「避難指示」を発令する際には、その意味するところと、どう行動すべきかを誰にでもわかるように工夫して伝えるべき。</li> <li>市町は、要援護者の避難に要する時間も勘案し、避難準備情報を提供すべき。</li> <li>市町は、浸水時、自動車での避難を行わないよう、周知徹底すべき。</li> </ul> <p>ハザードマップの作成・配布等による、危険性の事前周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者や県は、浸水想定区域図や土砂災害防止法に基づく基礎調査等により、ハザードマップの作成を進めるべき。その際には、住民の参画を得るなど、地域に密着したマップの作成に努めるべき。</li> <li>河川管理者や県は、住民に災害や危険性のイメージを実感できる形で伝えるため、CGや3Dを使って重要なポイントごとに時間的な経過も加味した具体的な浸水イメージを示すなどの情報提供に努めるべき。</li> <li>県及び市町は、ハザードマップや避難に必要な情報等をホームページに掲載するなど、住民がいつでも入手しやすい方法で情報提供すべき。</li> <li>市町は、ハザードマップを全戸に使いやすい形で配布するとともに、これを用いた地域ごとの講習会、水防訓練・避難訓練等により、住民への周知を徹底すべき。</li> <li>住民は、自ら地域の危険性を把握し、的確な避難行動に役立てるため、自主防災組織等による防災マップづくり、水害体験の語り部による防災学習などに積極的に参加するよう努めるべき。</li> </ul> <p>refugeとevacuationに分けた避難体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域図には、浸水深だけでなく、流速などの情報についても記載を検討すべき。</li> <li>refuge（退避的避難）とevacuation（緊急的避難）に分けたハザードマップの作成を検討すべき。</li> <li>市町は、避難途上の被災を防止するため、十分な避難時間の確保に努める一方、万一市街地が冠水し、避難する方が危険と判断される場合には、高所（自宅2階等）への避難など、別の避難方法を指示すべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
災害 時要援 護者の 避難支 援	<p>1 福祉部局の情報に基づく災害時要援護者の安否確認（市）</p> <p>2 介護保険事業者のケアマネージャー、ヘルパーによる安否確認（市）</p> <p>3 授産施設等災害時要援護者のインフォーマルなネットワークによる情報伝達（市）</p> <p>4 自主防災組織と民生委員が協力した要援護者の安否確認（市）</p> <p>5 要援護者所在マップの自治会での作成（自治会）</p>	<p>ア 死者・行方不明者の高齢者への集中（半数が65歳以上）</p> <p>イ 高齢者、障害者の自宅での被災の防止</p> <p>ウ 障害者への情報伝達方法の確保</p> <p>エ 要援護者情報の共有・活用</p> <p>オ 介護保険事業者と災害対策との関係の整理</p>	<p>災害時要援護者への情報伝達の準備不足 災害時要援護者支援計画（マニュアル）の不備</p> <p>他の対策業務との競合による要員不足</p> <p>多様なニーズに対するきめ細かな対応の不足</p> <p>災害時要援護者情報の未整備 個人情報保護の制約</p>	<p>&lt;支援体制の整備&gt; 災害時要援護者対応の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、同意方式や手上げ方式による地域での共助体制を基本に、支援体制の構築に努力すべき。</li> <li>・市町は、同意が得られない場合、十分なフォローが難しいことを説明しつつ、行政として補完的な支援に努めるべき。</li> </ul> <p>避難支援プランの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援プランを整備すべき。</li> <li>・市町は、地域での情報共有のための同意が得られない要援護者や、自助・共助による対応が困難な要援護者について、独居の有無や障害等の程度等も勘案のうえ、補完的に避難を支援するしくみを整備するよう努めるべき。（災害時要援護者支援チームの設置等）</li> </ul> <p>自治会・自主防災組織レベルでの見守り・支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、自主防災組織に加え、民生委員、婦人会等地域で活動する各種団体が参画する対応組織（連絡会等）を設置するなど、要援護者を地域全体で見守り、支援する体制を整備すべき。</li> </ul> <p>介護保険事業者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、介護保険における災害時対応のあり方を整理し、介護保険事業者との連携を検討すべき。 例)・介護認定時に避難支援の要否を確認 ・協定を締結し災害時に安否確認を依頼</li> </ul>

	対応の分析・評価		今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題 要因・理由	
災害 時要援 護者の 避難支 援			<p>&lt;災害時要援護者情報の取り扱い&gt;  行政が有する災害時要援護者所在情報等の把握、電子データ等による保存・活用方策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、避難対象区域の対象者を迅速に把握できるよう、市町レベル（福祉部局等）で有する災害時要援護者のデータを電子データ化・GIS化して統合を図るべき。</li> <li>・県及び市町は、一人ひとりの要援護者の命を確実に救うため、防災分野と福祉分野の情報共有など、現行法の個人情報保護の枠組みを含めて幅広い視点から十分検討すべき。</li> </ul> <p>災害時要援護者情報の共有・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、福祉部局が有する災害時要援護者の情報を必要に応じて防災部局と共有し（その場合、個人情報保護条例における、個人情報の目的外使用禁止の例外措置として、防災目的の使用を可能とするよう、事前に審議会に諮るなどの措置が必要）あるいは福祉部局が災害時の要援護者対策を一元的に担当し、地域でフォローすることが難しい要援護者について対応を図るべき。</li> <li>・自主防災組織、関係団体、災害救援ボランティア等民間セクターについては、守秘義務を課す手だてがないことから、要援護者関係情報の共有には本人同意を得た場合を除き、条例上の情報提供制限の解除には十分な配慮が必要。</li> </ul> <p>&lt;情報伝達&gt;  避難準備情報の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、災害時要援護者の避難には時間を要することを勘案して、早い段階で避難準備情報を提供するよう、努めるべき。</li> </ul> <p>相手方の特性に応じた情報伝達手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、相手方に応じたきめ細かい情報伝達手段の確保を図るべき。</li> </ul> <p>例）聴覚障害者：F A X、インターネット、携帯電話のメール、ケーブルテレビ 等  視覚障害者：防災行政無線、広報車、コミュニティFM 等</p>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
災害 時要援 護者の 避難支 援				<p>地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等による情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、地域の見守り体制や避難支援者の戸別対応など、人から人への情報伝達手段を含めて多様な情報伝達ルート確保を図るべき。</li> <li>・市町は、障害者団体や授産施設等のネットワークを通じた情報伝達ルート整備を図るべき。</li> </ul>
避難 所の設 置・運 営		<p>ア 避難所・避難路浸水への対応</p> <p>イ 救援物資の備蓄</p> <p>ウ 避難住民の帰宅</p> <p>エ 避難所における災害時要援護者への配慮</p>	<p>被害想定（浸水予測図等）を踏まえた避難計画が不十分</p> <p>危険情報の不足、避難所の悪環境</p> <p>災害時要援護者に配慮した避難所の設置・運営が不十分</p>	<p>水害の被害想定（浸水想定区域図等）を踏まえた避難所指定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、浸水想定区域図等を参考に、浸水しない建物を避難所に指定すべき。</li> <li>・避難距離等の関係で浸水エリア外での確保が困難な場合は、2階以上の浸水の危険性のない、2階建て以上の堅牢な建物を指定するなどの配慮が必要。</li> </ul> <p>避難所の機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、避難所における毛布や食料の備蓄や、迅速な供給体制の整備に努めるべき。</li> <li>・市町は、避難所への防災行政無線の設置などにより避難者への災害情報の提供に努めるべき。</li> <li>・避難所の管理者は、住民が危険な状況のもとで帰宅しないよう、十分注意を払うべき。</li> </ul> <p>要援護者の避難対策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、特別養護老人ホーム等、要援護者の受け入れ施設の確保を図るべき。</li> <li>・市町は、事前に福祉避難所をリストアップ・指定し、速やかに開設すべき。</li> </ul>

検証分野3 災害ボランティア活動の支援

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
災害ボランティアの支援体制	<p>1 3万人を超えるボランティアが県内で活動</p> <p>2 県災害対策本部ボランティア班とひょうごボランタリープラザが連携した支援体制</p> <p>3 県社会福祉協会の先遣隊派遣</p> <p>4 市町社会福祉協議会が主体となった災害ボランティアセンター運営</p> <p>5 災害ボランティアセンター立ち上げに関する外部経験者の助言・参加</p> <p>6 行政職員の災害ボランティアセンターへの常駐・調整</p>	<p>ア ひょうごボランタリープラザの位置づけの整理や体制の充実</p> <p>イ 災害救援NPOとの連携</p> <p>ウ 災害ボランティアセンターにおける円滑な受け入れ</p> <p>エ 災害ボランティア支援マニュアルの不徹底</p> <p>オ 実戦的な受け入れノウハウの蓄積</p> <p>カ 県民局・市町の関与のあり方</p>	<p>プラザ設立後初めての災害救援ボランティア受け入れ県からのプラザの応援体制が不十分</p> <p>連携の場の不足</p> <p>受け入れ体制の準備不足</p> <p>地元の経験や人材不足</p> <p>県民局の災害ボランティアの担当が不明確</p> <p>ボランティアセンターの市町での位置づけが不明確</p>	<p>ひょうごボランタリープラザの役割の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、ボランタリープラザが兵庫県の災害ボランティアへの支援窓口になることを明確化し、県地域防災計画に明記するとともに、県内市町、関係団体等に徹底すべき。</li> </ul> <p>ひょうごボランタリープラザを中心とするネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひょうごボランタリープラザが中心となって、県下市町社会福祉協議会ボランティアセンター、NPO、近隣府県社会福祉協議会など、関係機関との平時からのネットワークを強化すべき。</li> <li>・ホームページ、メーリングリスト等を活用し、県社協、全国の社協との連携を図るべき。</li> </ul> <p>災害ボランティアセンターの設置・運営の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災市町等における社会福祉協議会が行政と連携し、公的施設等に災害ボランティアセンターを立ち上げ、運営することが望ましい。</li> <li>・行政やNPOが設置・運営する場合等多様な形態を認め、柔軟に対応すべき。</li> <li>・市町は、社会福祉協議会が災害時要援護者支援の役割も担うことを考慮し、あらかじめ体制を用意しておくべき。</li> </ul> <p>災害ボランティア支援マニュアルの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県とひょうごボランタリープラザは協働し、県レベルでの災害ボランティア支援マニュアルを策定すべき。</li> </ul> <p>スーパーバイザーの派遣システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひょうごボランタリープラザが中心となって、被災地での経験豊かな災害救援NPOのリーダー等をスーパーバイザーとして被災地に派遣し、災害ボランティアセンターの立ち上げを支援するしくみを整備すべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
災害ボランティアの支援体制	7 公共施設等行政による場所の提供  8 社会福祉協議会のネットワークを通じた他府県社会福祉協議会ボランティアコーディネーターの派遣	キ 災害ボランティアの的確なコーディネート	ボランティアコーディネーターの不足	<p>             県民局・市町における災害ボランティアの位置づけの明確化              ・ 県は、県民局における災害ボランティア受け入れ窓口を決め、受け入れに関する役割を明確化すべき。              ・ 市町は、災害ボランティアセンターの開設・運営が円滑になされるよう、状況に応じて的確に関与すべき。              ・ 市町は、災害ボランティアの受け入れ体制の整備を図るとともに、あらかじめ災害ボランティアが担う業務、指揮体制（行政との連絡調整等）、災害ボランティアの配置などについて検討し、災害ボランティアの力を最大限発揮してもらうための環境整備に努めるべき。              ・ 市町は、受け入れ支援について、市町地域防災計画に位置づけるとともに、活動支援プログラム（マニュアル）を整備しておくべき。           </p> <p>             ボランティアコーディネーターの確保              ・ 市町は、地元の各種団体をコーディネートできる人材を発掘し、災害時の協力体制を整えておくべき。              ・ 県は、人と防災未来センターの研修受講者を登録するなどにより、災害救援専門ボランティアのコーディネーター登録を充実し、一層の活用を図るべき。           </p> <p>             訓練の実施              ・ 県及び市町は、災害救援NPOや地域住民の参画を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練を実施し、関係者の理解を深めるべき。           </p>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
ボラ ンティ アニー ズの把 握、災 害ボラ ンティ アの募 集	<p>1 サテライトセンタ ーの設置と自治会等 地元組織との連携</p> <p>2 社会福祉協議会が 有する高齢者等要援 護者情報を活用した 安否確認・ニーズ把 握</p> <p>3 市職員、区長を介 した災害ボランティア 受け入れシステム</p> <p>2 県対策本部を通じ た記者発表による呼 びかけ</p>	<p>ア 関係者間での情報 共有</p> <p>イ 自治会等地元住民 との連携</p> <p>ウ 行政職員の理解の 促進</p> <p>エ 効果的な情報の発 信</p>	<p>市町と災害ボランテ ィアセンターの連携 不足 プライバシー保護の ための制約</p> <p>災害ボランティアと 住民をつなぐ人材の 不足</p> <p>行政の災害対策の中 での災害ボランティ アが位置づけが不十 分</p> <p>受け入れ体制確立の 遅れ</p>	<p>関係者間での情報共有の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、要援護者支援にボランティアがどこまで関与できるか、個人情報保護の理念も踏まえつつ、十分に検討を加えるべき。</li> </ul> <p>自治会等地元住民との連携、災害ボランティアと住民ニーズのマッチング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災は住民自らが取り組むことを基本とし、地域で対応が困難な場合には、ボランティアの力を補完的に導入すべき。</li> <li>・地元のニーズと外部からのボランティアを結びつけるため、災害ボランティアセンターの運営に自主防災組織等が参画するなどの工夫をこらすべき。</li> <li>・自治会長等地元のキーパーソンを紹介するなどの方法により、地域住民の警戒心を解き、災害ボランティアと協働できる環境を構築すべき。</li> <li>・市町は、地域住民や災害救援NPOが参画した防災訓練を行うなど、平時から自主防災組織と災害ボランティアが連携する仕組みの構築に努めるべき。</li> </ul> <p>行政職員を対象とした、災害ボランティアの受け入れに係る意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、ひょうごボランティアプラザは、災害ボランティア受け入れの必要性について、災害対策の方針決定に関わる市町幹部の理解促進を図るため、説明会等を通じて必要性をPRしていくべき。</li> <li>・県及び市町は、職員研修等を通じてボランティア活動に対する啓発を行うべき。</li> <li>・行政職員は、ボランティア活動や地域活動に参画することにより、災害時の対応、ボランティア活動に対する理解を深めるべき。</li> </ul> <p>記者発表、県ホームページ等を使った災害ボランティア募集方法の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、情報発信力のある県での記者発表、県ホームページ等の広報媒体を活用して災害ボランティアを募集するシステムを用意すべき。</li> <li>・県は、災害ボランティアセンターとの情報共有に努め、刻々と変化する地元のニーズを的確に把握し、臨機応変に対応すべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
災害ボランティアへの活動支援	1 共同募金等の助成制度 2 市町ホームページを利用した運営募金の募集 3 県水防資機材等の貸し出し 4 ボランティアバスの運行 5 ひょうごボランティアセンターによる災害ボランティアセンター支援	ア 災害ボランティアが使用する資機材の確保  イ ボランティアバス運行に関する事前準備不足  ウ 安定的な支援財源の確保	行政保有の資機材の利用の制約 ボランティア用資機材の備蓄がないこと  準備時間の不足  災害ボランティア活動支援の主体・位置づけが未確定  ボランティア保険料の扱いが不統一	資機材の確保等 ・県及び市町は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材の把握、災害時の使用許可、貸し出し等の迅速かつ柔軟な手続きを整備すべき。 ・県及び市町は、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰でもが使える簡易なボランティア用資機材については、購入・備蓄を検討すべき。  関係機関によるボランティアバスの運行協議 ・ひょうごボランティアプラザは、次回のボランティアバスの派遣に備え、バス会社等関係機関との協議を行っておくべき。 ・広域的に被害を受け、被災地が複数にわたる場合には、地域別のバスの台数を柔軟に変更するなどの調整を行うべき。 ・同行職員へのオリエンテーション方法、現地でのノウハウ等を派遣マニュアルにまとめるべき。 ・東南海・南海地震などの災害に備え、同時多発的な災害に際しての派遣のあり方についても検討しておくべき。  災害ボランティア支援に関する財源措置のルールづくり ・ひょうごボランティアプラザは、共同募金等各種補助金を整理し、各市町、社会福祉協議会へ周知し、資金調達の努力を促すべき。 ・県及び市町は、自主広報媒体を利用して災害ボランティアセンター運営募金の募集に協力すべき。 ・ボランティア保険料は、原則として各ボランティアに負担を求めるべき。仮に災害ボランティアセンターが負担するとしても、安い掛金で加入できるボランティア活動保険の活用も検討すべき。 ・県及び市町は、災害ボランティアセンターなどに活用できる公共施設や、必要な資機材の提供に努めるべき。 ・県及び市町は、ボランティアセンター基金の活用などにより安定的な財源の確保を図るべき。

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
兵庫 県災害 救援専 門ボラ ンティ アのあ り方	1 ボランティアコー ディネーターの派遣	ア ボランティアコー ディネーターの経験 ・能力の底上げ  イ 現場・登録者の二 ーズへの十分な対応 (派遣期間、作業内 容、現場情報等)  ウ 活動機会の確保	本人申請による登録 (資格制度等なし) 経験不足  組織的・継続的対応 の限界  要請中心の仕組み 平時活動の不足	<p>専門ボランティアの募集・登録方法等の再検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアコーディネーターには資格要件がないため、被災地でのコーディネート活動の経験があることを条件にするなど、実績重視で登録すべき。</li> </ul> <p>参集方法、現地での活動条件、内容等を明確化したマニュアルの整備、事務局職員の役割の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地での活動条件、県で準備する資機材等を具体的、明確に示したマニュアルを整備・開示し、派遣時の活動イメージを共有すべき。</li> <li>・県は、長期派遣や交代制などの派遣方法や、派遣可能期間を含めて登録者の希望聴取方法を再検討すべき。</li> </ul> <p>専門ボランティアの活動機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、登録ボランティアの能力や経験を活用し、研修や派遣のあり方を企画、提言するなど、平常時を含めた「参画と協働」にふさわしい人材活用方策を検討すべき。</li> </ul>

検証分野 4 総合的な治山・治水対策

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
流域全体における総合的な対策	<p>既存施設の防災機能の発揮</p> <p>早期の農業生産基盤と生活基盤の確保</p> <p>【復旧時の対応】 災害復興室の組織化 農林水産部と県土整備部が連携・調整する重点地区・重点路線などについて、「台風23号の復旧・復興事業推進計画（中間報告）」をまとめた。</p>	<p>以下の問題点等への対応が必要</p> <p>ア 上流域の林地崩壊及びため池の決壊により大量の貯留水が土砂や流木とともに流出し、連鎖的な水害が発生</p> <p>イ 災害危険性の高い地域における市街化</p>	<p>大型台風の連続的な来襲により、地盤が降雨で湿潤状態になった後に、さらに大規模な降雨の発生により、針葉樹の倒木、林地崩壊が発生</p> <p>上流ため池決壊による貯留水の河川流入ため池の土砂による河道閉塞</p>	<p>従来の農林・土木、国・県・市町の縦割り行政を排した流域全体における総合的な対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、市町及びため池管理者は、防災を目的とした森林整備の推進や砂防・治山事業などにより林地崩壊対策をとるほか、連鎖的に被災したため池の上流の被災ため池については、土砂や流木を止める施設の設置やため池の適正な管理を行うことにより、下流への影響の軽減を図るべき。</li> <li>・ 河川上流の森林やため池の整備とともに、国及び県は河川改修等を計画的かつ効率的に推進し、流域全体の治水対策を推進すべき。</li> <li>・ 国、県及び市町は、都市化の進展により増大するピーク流出量に対応するため、排除対策だけでなく、雨水流出抑制を目的とした貯留・浸透施設の整備を推進すべき。</li> <li>・ 県及び市町は、砂防事業や河川改修等と一体的に農地の整備を行い、再度の災害防止と地域振興を図るべき。</li> <li>・ 県、市町及び農家は、中山間地域などの条件不利地域で減災効果を発揮する農地の整備を推進するとともに、遊休農地の発生防止と活用に努め、再度の災害防止と地域振興を図るべき。</li> </ul> <p>災害対策の観点からの土地利用の誘導・規制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水や土砂崩壊が発生する危険性の高い地域について、河道の計画高水位を基準に必要な断面を確保するだけでなく、国、県及び市町が一体となって土地利用状況を踏まえた対策を実施すべき。</li> </ul> <p>ア 土地利用状況を踏まえた防災対策の実施 （輪中堤、二線堤、宅地の嵩上げ等）</p> <p>イ 防災計画と土地利用計画との調整（土地利用誘導・規制等）</p> <p>ウ 地域の合意形成を図る仕組みの構築等</p> <p>総合的な治山・治水対策推進のための基本計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水系一貫の防災対策を計画的に推進するとともに、計画を超える外力をも想定した減災対策等を総合的に推進するため、ハード・ソフト両対策についての基本方針と実施計画（10年間）を定める計画（ひょうご治山・治水防災基本計画）を策定すべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
災害に強い森づくり	【被災前の対応】 適切な間伐による被害軽減	ア スギ・ヒノキ人工林での風倒木の発生とそれに起因する災害の発生	大型台風の連続的な来襲による降雨で土壌が緩められたほか、強風によってスギ・ヒノキが大きく揺さぶられたことによる土壌の不安定化 風の被害を受けやすい樹高の高い壮齢林の割合が年々増加 間伐の遅れから下枝が枯れ上がり、樹体の重心が高くなって風による揺れの振幅が大きくなったことにより、折損や倒伏被害が拡大	<p>災害に強い森づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強い森づくりに向け、県は公的管理の充実により間伐実施を徹底するとともに、具体的な施業技術マニュアル（災害に強い森づくり指針）作成し、広く森林所有者等に普及すべき。</li> <li>ア 被災を受けた森林では、耐風性樹種の植栽、樹種及び林齢が単一な森林から針葉樹林と広葉樹林が混在した水土保持機能が高い森林への誘導を図るべき。</li> <li>イ 被災を受けなかった森林では、繰り返し間伐するとともに、枝を樹高の半分以上残す施業を実施すべき。</li> <li>ウ 人家や道路等の周辺森林では、広葉樹を植栽するとともに、高・中木は断幹等の管理を行うべき。</li> <li>エ 急傾斜地等のスギ・ヒノキ人工林を対象に、間伐に加え、防災機能を高めるために間伐材を利用した土留工を設置すべき。</li> </ul> <p>参画と協働による森づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、参画と協働による森づくりを展開することにより、防災・減災のための森づくりを広く普及・啓発すべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
土砂災害対策	<p>【被災前の対応】 既設砂防・治山施設により下流への土砂・流木の流出を軽減</p> <p>【被災時の対応】 国庫補助事業で採択できない箇所のがけ崩れ防止工事、人家等への崩土を緊急に排除する県単独補助事業を創設し、再度災害を防止</p>	<p>ア 多くの土砂災害の発生による人家・道路への被害</p> <p>イ 土砂災害による道路の寸断（通行止）</p> <p>ウ 自主避難態体制の不足</p> <p>エ 危険箇所における家屋等の存在</p>	<p>土砂災害は発生場所、時期の予測が困難 長期間を要する対策工事</p> <p>雨量情報、警戒避難情報、土砂災害危険箇所情報の提供体制が不十分 土砂災害のおそれがある区域における家屋等の存在</p>	<p>&lt;ハード対策&gt; 被害想定区域の保全対象の状況及び危険度に応じた重点的な対策工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は、土砂災害対策工事を、被災箇所はもとより、土砂災害危険箇所の被害想定区域の保全対象(人家、公共施設、災害時要援護者施設、避難所等)の状況及び危険度に応じて優先順位を設定し、重点的に実施すべき。</li> </ul> <p>砂防事業と治山事業が連携した流木対策、緊急輸送路を保全する土石流対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、降雨による崩壊が発生しやすい風倒木地が広く分布していることから、大量の流木の流出などが予想される溪流について、砂防事業と治山事業で連携を図りながら流木対策を実施すべき。</li> <li>災害時に緊急輸送路が分断されないよう、砂防事業と治山事業で連携を図りながら緊急輸送路を保全する土石流対策を実施すべき。</li> </ul> <p>治山施設の機能強化 県は、被害の履歴等を考慮に入れ、治山施設が土石流に対応できるよう機能強化を図るべき。</p> <p>&lt;ソフト対策&gt; 避難のための情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、市町の土砂災害ハザードマップの作成・配布を支援すべき。</li> <li>県は、土砂災害危険箇所図や避難に必要な情報等を県ホームページ上で掲載し、住民に周知すべき。</li> <li>県は、警戒避難基準雨量、雨量観測データなどの市町への情報提供システムを整備すべき。また、警戒避難基準雨量などの情報を受け取る市町を対象に講習会等を実施すべき。</li> <li>県は、気象庁と連携した土砂災害警戒情報を提供すべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
土砂 災害対 策				<p>土地利用誘導・規制など「土砂災害防止法」の積極的な展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等を指定することにより、市町の警戒避難体制の整備を支援するとともに、土砂災害特別警戒区域を指定することにより、土地利用規制を行い、土砂災害危険箇所の増加を抑制すべき。</li> </ul> <p>土砂災害に関する知識の普及・啓発と住民の防災意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、土砂災害前兆現象、危険の察知、避難の重要性について意識啓発を図るべき。</li> </ul> <p>災害ボランティアとの連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、砂防ボランティア、山地災害情報協力員との連携を強化することにより、危険箇所の点検、情報提供等を推進すべき。</li> </ul> <p>人家裏山の風倒木被害地・処理跡地における健全な森林育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、人家裏山の風倒木被害地・処理跡地において崩壊の危険性が高い箇所については、保安林に指定し、健全な森林育成を図るべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
ため池の防災対策	<p>【被災前の対応】</p> <p>老朽ため池の改修による決壊防止</p> <p>警戒ため池の貯水制限による決壊防止</p> <p>砂防堰堤の整備による下流ため池の決壊防止</p>	<p>ア 多くのため池の決壊が、下流の農地や人家、河川における水害を誘発</p>	<p>土石流・崩壊土砂の流入による越水</p> <p>洪水吐の通水断面不足に伴う越水</p> <p>堤体の断面不足等、老朽化したため池が多く存在</p> <p>流木等による洪水吐の閉塞</p>	<p>&lt;ハード対策&gt;</p> <p>ため池に係る流域全体の総合対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、市町及びため池管理者は、連鎖的に被災したため池の上流の被災ため池について、土砂や流木を止める施設の設置やため池の適正な管理を図るとともに、治山・砂防・災害に強い森づくり事業などを流域全体の総合対策として実施すべき。</li> </ul> <p>未被災ため池の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市町は、未被災ため池を含め、緊急にため池を点検すべき。</li> </ul> <p>優先度や緊急度を考慮したため池整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市町は、緊急整備の優先度が高いため池や既に指定されている警戒ため池から、順次整備すべき。</li> </ul> <p>設計の考え方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、近年の降雨状況を考慮に入れ、設計降雨量の見直しを検討すべき。(現設計基準：1989年作成の確率雨量)</li> </ul> <p>&lt;ソフト対策&gt;</p> <p>ため池の被害想定住民への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市町は、ため池が決壊した場合の被害想定区域を住民に周知し、避難活動に活用すべき。</li> </ul> <p>適正なため池管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ため池管理者は、適正な管理に努めるとともに、現行のため池管理者による管理が困難な場合には、集落や自治会など多様な主体の参画により適正な管理を目指すべき。</li> <li>・ それが困難な場合、決壊により下流に大きな被害を及ぼすため池については、ため池管理を市町が受託する必要がある。その際、市町は複数のため池を受託し、不要なため池の統廃合を進めるべき。</li> <li>・ 下流に大きな被害を及ぼすため池のうち、改修工事を早期に実施できないため池について、県及び市町は、ため池管理者に貯水制限等を指導し、決壊を未然に防ぐ管理に努めるべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
洪水対策	<p>【被災前の対応】 出石川右支川谷山川放水路により、出石市街地上流で分派できたため、市街地の浸水被害を未然に防止。</p> <p>赤穂市内の千種川の改修の完成により、市街中心部から千鳥町、七軒屋に及ぶ地域の浸水を防止。</p> <p>郡家川、宝珠川では、ほとんど浸水被害を防止。</p> <p>県管理ダム15ダムのうち12ダムが洪水調整機能を発揮。三原川水系の5ダムでは、合計最大流入量の74%を調整し、下流地域の被害を軽減</p>	<p>【河道の流下能力】 ア 河川施設能力を超える流量による災害の発生</p> <p>【支川・内水】 イ 急激な本川の水位上昇による支川への逆流防止や樋門閉鎖による支川の越水</p> <p>ウ 支川等の排水施設の浸水による機能障害</p> <p>エ 内水被害の多発</p> <p>【堤防の安全性】 オ 堤防の安全性の把握</p>	<p>大規模降雨の発生都市化の進展により、浸透量が減り、ピーク流量が増大</p> <p>本川の急激な水位上昇により、水位予測が困難であり、また内水排水能力が不足本川下流流下能力を考慮した支川排水施設の停止 築堤履歴が複雑</p> <p>排水機場の浸水</p>	<p>&lt;ハード対策&gt; 災害復旧事業、改良復旧事業や堆積土砂の撤去等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県及び市町は、再度災害を防止するため、特に浸水被害等の大きかった箇所について、激甚災害対策特別緊急事業や災害復旧助成事業、災害関連事業等により治水安全度をさらに高めた整備を推進すべき。</li> <li>・堆積土砂の撤去など、短期で効果ある対策を推進すべき。</li> </ul> <p>守るべき対象（住宅等）を明確にした効率的・効果的な整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、低地における住宅等を洪水から安全に守るため、従来からの河川改修の視点に加え、地域特性や土地利用実態を踏まえた緊急治水対策（輪中堤、二重堤、宅地の嵩上げ等）について、段階的整備を行うべき。</li> <li>・県は市町とともに、遊水地域の確保など、地域の土地利用を踏まえた流域貯留対策を進めるべき。</li> </ul> <p>既存の防災施設等の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、破堤をできるだけ回避できるよう、治水上重要な区間の堤防について、状態の監視・評価を適切に行い、計画高水位に達するような高い水位が長時間続いても必要な機能が確保されるよう、堤防の質的強化を図るべき。</li> <li>・県や市町は、排水施設の耐水化を推進するため、施設の嵩上げや防水扉の設置等を進めるべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
洪水 対策	<p>【被災時の対応】 鳥居地区の破堤による湛水被害が特に大きかった片間地区（支川出石川左岸）については、近隣地方整備局等の支援も受けて最大24台のポンプ車が出動し内水排除を実施</p> <p>【復旧時の対応】 災害復旧事業で対応できない箇所、緊急性が高い箇所の河川堆積土砂の除去を県単独事業で実施</p>	<p>【水防活動等】</p> <p>カ 急激な水位上昇に対応した適切な避難勧告のための水位予測などの情報が不足</p> <p>キ 急激な水位上昇に対応した住民への危険情報等伝達手段が不備</p> <p>ク 防災力の低下</p> <p>【その他】</p> <p>ケ 浸水多発地域における市街化の進展</p>	<p>急激な水位上昇に対応した河川情報の伝達・収集の不備</p> <p>災害に備えた自主防災意識が不十分</p> <p>水防団員の減少、高齢化</p> <p>防災と土地利用計画との連携が不十分</p>	<p>&lt;ソフト対策&gt;</p> <p>避難のための情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、洪水危険情報通報システム（水位予測、水位テレメータとサイレン吹鳴の自動（連動）化等）を構築すべき。</li> <li>・県は、ハザードマップの基盤となる浸水想定区域図（194河川）を早期に作成し、それらをもとに市町が避難場所や避難経路を見直し、避難に役立つハザードマップを整備すべき。</li> <li>・県及び市町は、ハザードマップや避難に必要な情報等をホームページ等で住民に広く周知すべき。</li> <li>・県は、重要水防箇所を図面情報により公表すべき。</li> <li>・国及び県は、一級水系について定期的な連携調整の場を設けるなどにより、情報伝達や管理、整備の連携を強化すべき。</li> </ul> <p>洪水に関する知識の普及・啓発と住民の防災意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、住民の平常時からの防災学習を、学校の総合学習などを活用しながら支援すべき。</li> <li>・県及び市町は、水防団やNPO等と連携し、防災学習の共同開催や教材を作成すべき。</li> </ul> <p>過去の浸水実績を踏まえた土地利用誘導・規制などの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は県とともに、低地における住宅等を洪水から安全に守るため、過去の浸水実績や地域特性、土地利用実態を踏まえ、災害危険区域の指定等による土地利用誘導や規制を推進すべき。</li> </ul> <p>水防体制の強化と水防技術の向上（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は県とともに、水防団員（兵庫県内ではすべて消防団員が兼務）の減少、高齢化等による地域の防災力低下を補えるよう、水防団の活動体制を強化し、民間（建設業者等）、NPO等が水防活動に協力できる措置の充実を図るべき。</li> <li>・県及び市町は、地域防災力の低下を補うため、少人数や未経験者でも的確な水防活動が行えるよう、水防技術の向上を図るべき。また、十分な水防活動ができるよう、水防資機材の備蓄状況等について総点検を行うべき。特に都市部における水防資材備蓄を考えるべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
洪水 対策				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市町は、定期的な水防訓練の実施等により、地域防災力の強化に努めるべき。</li> </ul> <p>防災施設等の維持管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、緊急時に地域・住民が河川管理施設を円滑に操作（水門の閉鎖や排水ポンプの運転等）できるための体制・マニュアルを作るべき。</li> <li>・ 県は、河川愛護モニター制度やアドプト制度を活用し、地域、住民による施設管理を推進し、迅速な対応を図るべき。</li> </ul> <p>風水害に備えた危機管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、市町と連携して、施設能力を超える外力により被災した場合でも、壊滅的な被害とならないよう、平常時・緊急時の危機管理体制、危機管理行動計画の強化を図るべき。</li> <li>・ 県は、水害の状況からみて地域の水防団等のみでは十分な活動がなされないおそれがある場合に備え、地域の水防活動を支援する体制を整えるべき。</li> </ul> <p>河川管理のIT化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水到達時間が短く、水位等の情報の迅速な収集・提供が求められる中小河川においては、県は、河川管理のITVやテレメータ等の整備推進を図るべき。</li> </ul>

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
高潮 対策	【被災前の対応】 対策済の箇所では 天端高を越える越水 被害を防止	ア 逆流による流入  イ 防潮堤からの漏水  ウ 未整備区間からの 流入  エ 内水排除不備  オ 防潮堤からの越水	流入水路や角落とし、 フラップゲートから の逆流  高い潮位と継続時間 の長い高潮により老 朽化箇所からの漏水  防護施設の未整備  排水ポンプ等による 対応が十分とれなか った。  風波により堤防の前 面に砂が堆積し、堤 防の機能が低下	<p>&lt;ハード対策&gt; 浸水被害箇所の再度浸水被害の防止 未整備区間の整備・排水施設の新設及び既存施設の機能維持と強化を 推進すべき。 緊急対策により早期効果の発現に努めるべき。 ア 県は、フラップゲート、樋門等を補修・修繕、改良による機 能の維持、強化を図るべき。 イ 県は、フラップゲートの集約化を進めるべき。 ウ 県は、無堤箇所や堤防の高さ不足箇所について仮堤防、暫定 嵩上げを実施すべき。</p> <p>&lt;ソフト対策&gt; 避難のための情報提供の充実 ・県は、昨年の台風高潮による浸水想定区域図を作成し、市町へ提 供すべき。 ・県は、市町のハザードマップ作成を支援するため、想定最大高潮 が氾濫した場合の浸水予測区域図を作成し、市町に情報を提供す べき。市町は、その情報をもとに、避難場所を見直し、避難に役 立つハザードマップを整備すべき。</p> <p>高潮に関する知識の普及・啓発と住民の防災意識の向上 ・県及び市町は、ハザードマップを活用して、住民の平常時からの 防災学習を支援すべき。</p> <p>水防体制の強化 ・県及び市町は、高潮防災訓練(情報伝達、避難、施設操作等)を実 施すべき。</p> <p>防災施設の維持管理の充実 ・県は、防潮施設(水門や陸閘等)の管理操作マニュアルを充実す べき。</p>

災害文化の形成

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
<p>1 自主避難による被害軽減</p> <p>2 住民とボランティアの協働による早期復旧</p> <p>3 自治会、自主防災組織等住民組織の活躍</p>	<p>ア 住民の早期避難等、主体的な防災活動の促進</p> <p>イ 福祉をはじめ情報の平時サービスにおける災害時対応の視点の検討</p>	<p>地域の危険性への認識の希薄化</p> <p>人口の流動化、都市化の進展（災害経験の喪失）</p> <p>行政への過度の依存</p> <p>平時対応と災害時対応の関係性についての視点の欠如</p>	<p>&lt; 基本的考え方 &gt;</p> <p>災害の経験と教訓の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、市町、住民等は、災害の経験や教訓を、日常生活に組み込み、地域の住民と共有し、次世代にも継承される災害文化として定着を図ることにより、次の災害に備えるべき。</li> <li>・ 県及び市町は、災害対策本部の対応記録の整理、事後検証、業務マニュアルの作成・改善を行い、ノウハウを蓄積するべきである。</li> </ul> <p>災害対策における自助・共助・公助の分担の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公助に限界があることを踏まえ、災害対策における自助、共助、公助の役割分担について、フォーラムや研修会等を通じて議論し、共通理解の形成を図るべき。</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災意識の浸透・徹底</li> <li>・ 避難等における行政の役割と自己責任</li> <li>・ 地域における災害時要援護者対策の徹底</li> <li>・ 行政、ボランティア、地域住民等の関係</li> <li>・ 減災意識の浸透（発災時の被害を軽減する努力） 等</li> </ul> </div> <p>&lt; 災害文化の定着方策 &gt;</p> <p>社会制度等への防災的視点の導入 （非常時対応がビルトインされた社会の形成）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地利用や福祉、教育などの日常業務の中の計画や制度に防災的視点の導入を徹底すべき。</li> <li>・ 一人ひとりの災害時要援護者へのフォローの仕組みづくりにあたっては、平時の福祉サービスと緊急時対応を不可分のものとする視点から検討を加えるべき。</li> </ul>	

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
				<p>住民意識やライフスタイルにおける災害への備えの定着 (防災リテラシーの向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、教育、訓練等を通じて住民の防災リテラシー(災害から自らの生命を守るのに必要な能力や態度)の向上を図るべき。</li> </ul> <p>(防災教育への総合的支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、防災教育への支援を体系的に実施するため、学校教育、地域での学習その他様々な場面における支援を総合的に推進すべき。</li> </ul> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座の推進</li> <li>・教材等の開発・提供</li> <li>・防災講座の開催</li> <li>・防災訓練等の実施 等</li> </ul> </div> <p>(防災教育の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町等は、阪神・淡路大震災を教訓に実施されている防災教育について、風水害対応などの充実を図るべき。</li> <li>また、防災教育をさらに推進するため、県は各学校のカリキュラムの中で、防災教育が体系的に実施されるよう指導・支援すべき。</li> <li>・県及び市町等は、防災教育に水防の体験談を話せる人(語り部)を活用するなど、災害対応をリアルに伝える工夫をするべき。</li> </ul> <p>(地域における防災学習の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、ハザードマップを活用して、住民の平常時からの防災学習を支援すべき。</li> <li>・市町は、ハザードマップや住民参加の防災マップづくりなどを通じて、危険個所の事前周知を図るべき。</li> </ul>

風水害対策の総合的推進

	対応の分析・評価			今 後 の 方 向
	有効であった対応	主な課題	要因・理由	
1 計画 やマニ ュアル の充実				<p>台風災害等を踏まえた「地域防災計画」の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、台風第23号災害の検証結果をもとに、風水害対策について再点検し、地域防災計画に反映を図るべき。</li> </ul> <p>総合的な治山・治水対策推進のための基本計画の策定（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、水系一環の防災対策を計画的に推進するとともに、計画を超える外力をも想定した減災対策等を総合的に推進するため、ハード・ソフト両対策について基本方針と実施計画（10年間）を定める「ひょうご治山・治水防災基本計画」を策定すべき。</li> </ul> <p>災害時要援護者支援指針の策定（「災害弱者支援指針」の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、災害時要援護者支援の徹底を図るため、災害弱者支援指針を見直し、「災害時要援護者支援指針」の市町等への普及浸透に努めるべき。</li> </ul> <p>「災害ボランティア活動支援指針」の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、災害ボランティアの受け入れや支援が円滑になされるよう、災害ボランティア活動支援指針を見直し、市町等への普及浸透に努めるべき。</li> </ul> <p>検証結果を踏まえた取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、検証の結果を今後の防災・減災に活かすため、例えば地域防災計画を踏まえて、風水害対策について、いつまでに誰が何をするのかを明確にしたアクションプランを作成するなどにより、進行管理に努めるべき。</li> </ul>
2 防災 訓練の 実施				<p>風水害を想定した実戦的な防災訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町その他関係機関は、災害対応力の向上を図るとともに、課題を発見し、災害への備えを充実させるため、繰り返し実戦的な防災訓練を実施すべき。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害を想定した総合防災訓練</li> <li>・（県・市町間、市町・住民間の）情報伝達訓練</li> <li>・災害時要援護者を対象とする避難訓練</li> <li>・ボランティアの受け入れ訓練 等</li> </ul> </li> </ul> <p>地域における参加型防災訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町は、大規模災害の発生頻度が少ないことを勘案し、学校等とも連携して子どもも参加した防災訓練を行うことにより、次世代に教訓を伝える努力を続けるべき。</li> <li>・市町は、より多くの住民の参画と自主防災意識の普及を図るため、地域単位の防災訓練の充実に努めるべき。</li> <li>・訓練の実施にあたっては、過去の災害事例などを参考にしたシナリオのもと、参加した住民がリアルな体験ができるよう、工夫すべき。</li> </ul>